

第14回石川海区漁業調整委員会議事録

1. 日時及び場所

令和4年6月14日 火曜日 午後1時30分
石川県庁舎 11階 1109会議室

2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 稲村 幸雄

(2) 議事事項

①固定式刺し網漁業（めばる）および小型いか釣り（あかいか）漁業県内の許可等について

・制限措置・許可等を申請すべき期間について（諮問）

・許可等の取扱方針の一部改正について

②さば、ずわいがにの令和4管理年度における漁獲可能量の決定及び公表について（諮問）

③くろまぐろ（小型魚）の漁獲可能量の配分結果について（報告）

④5月の許認可実績について（報告）

⑤その他

(3) 通知を發した年月日 令和4年6月8日

3. 出席者

出席委員（15名）

会長	稲村 幸雄	会長代理	新谷 栄作
委員	小川 英樹	委員	勝木 省司
〃	坂下 優	〃	杉野 哲也
〃	中村 明子	〃	中村 浩二
〃	五十嵐誠一	〃	太田 均
〃	角屋 敏彦	〃	川島 和彦
〃	笹波 守勝	〃	中 浩二
〃	橋本 勝寿		

水産課 武田次長、沢田課参事、小柳主幹、原田主任技師
事務局 辻局長

4. 議事の顛末 別紙のとおり

5. 議決・報告事項

(1) 固定式刺し網漁業（めばる）および小型いか釣り（あかいか）漁業県内の許可等について

①制限措置・許可等を申請すべき期間について（諮問）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

②許可等の取扱方針の一部改正について

上記諮問にかかる許可の取り扱い方針の一部改正を承認した。（資料1参照）

(2) さば、ずわいがにの令和4管理年度における漁獲可能量の決定及び公表について（諮問）

知事からの諮問は妥当である旨答申することを決定した。

（資料2参照）

(3) くらまぐろ（小型魚）の漁獲可能量の配分結果について（報告）
水産課から報告を受けた。 (資料3参照)

(4) 5月の許認可実績について
水産課から報告を受けた (資料4参照)

6. 委員会終了時間 午後2時00分

第14回海区漁業調整委員会の議事の顛末

辻 局 長 | 定刻には若干時間がありますが、全員お揃いということで、ただ今から第14回石川海区漁業調整委員会を開催します。開会にあたり稲村会長からご挨拶をお願いします。

稲 村 会 長 | どうも皆様ご苦勞様でございます。さきほど事務局とも話していたのですが、マグロの規制が効果を現したのか、あまりマグロを獲った経験の少ない、私のところの網でも連日、放流しております。これが大きくなったら、来てくれないかな、来年あたりは解除されないかなとかいう思いで連日放流している状況にあります。放流の効果があつたのではないかと感じており、これから先の期待をしているところであります。大変厳しい状況の魚種・漁法もあるようでございますが、私共の外浦の定置網は、お話を聞くところによると、一般に皆様、去年にくらべたら、だいぶ良いという話も聞いております。いい方向に動いているのではないかと喜んでいるところです。今日の審議事項の内容については、皆様ご存じの通り、わずかな議題しかございませんが、これから会議に入りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

辻 局 長 | ありがとうございます。議事に入る前に資料の確認をしたいと思います。最初に次第、なお、議事1につきまして訂正があります。事前にお送りしました資料では、固定式刺し網(めばる)のみの議題でありましたが、急遽小型いか釣り(あかいか)に関する議題として追加させていただくことになりました。事前にご案内できず大変申し訳ありませんが、ご了承よろしくをお願いします。

次に、資料1「固定式刺し網(めばる)および小型いかり(あかいか)漁業県内の許可等について」に関する資料で。最初のページが制限条件・許可等を申請すべき期間についての諮問文となっているもの。次に、資料2「さば、ずわいがにの令和4管理年度における漁獲可能量の決定及び公表について」の資料で、諮問文が先頭になっているもの。次に、資料3「くろまぐろ(小型魚)の漁獲可能量の配分結果について」。そして、資料4「5月の許認可実績について」、最後に、最新の漁海況情報を添付しました。以上になります。皆様お揃いでしょうか

[全員、資料がそろっていることを確認]

それでは稲村会長、議事の進行をお願いします。

稲 村 会 長 | 本日の議事録署名人を中村浩二委員と橋本委員にお願いします。

[両委員 了承]

稲 村 会 長

それでは、議題1の「固定式さし網漁業（めばる）および小型いか釣り（あかいか）漁業県内の許可等について」、①制限措置の内容等について、知事より諮問が来ています。それに伴う②許可等の方針についての一部改正について、併せて審議をしたいと思います。

辻 局 長

それでは、知事からの諮問文を、事務局より朗読させていただきます。資料1の最初のページをご覧ください。

[諮問文朗読]

以上です。引き続き水産課からお願いします。

小 柳 主 幹

水産課の小柳です。事務局から読み上げました諮問文の内容について説明させていただきます。

今回ご審議いただく制限措置の漁業許可は、固定式刺し網漁業（めばる類）および小型いか釣り漁業（あかいか）になります。お示ししております制限措置のうち、グレーに塗ってある部分、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数と遊休許可の枠数管理の数が今回ご審議いただく箇所となります。これにつきまして、4ページの資料でご説明いたします。

県漁協福浦港支所から固定式刺し網漁業（めばる類）および小型いか釣り漁業（あかいか）の許可について、遊休許可制度に基づく枠数管理からの新規許可を受けたいとの届け出がありました。現場との調整はついており、漁業調整上の問題はないため、水産課としては許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を下記の通り変更し、取扱い方針を一部改正したいと考えます。

まず、固定式刺し網（めばる類）です。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、変更前の209件、うち遊休許可の名簿管理の数146件であったものを、遊休許可の枠数管理の中から1件を新たに許可することにより、変更後の許可数は210件となります。遊休許可の名簿管理の数は146件と変わりません。これにより、遊休許可の枠数管理の数は、変更前の89件から1件減って88件となります。

次に、小型いか釣り漁業（あかいか）です。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、変更前の378件、うち遊休許可の名簿管理の数61件であったものを、遊休許可の枠数管理の中から1件を新たに許可することにより、変更後の許可数は379件となります。遊休許可の名簿管理の数は61件と変わりません。これにより、遊休許可の枠数管理の数は、変更前の53件から1件減って52件となります。

許可の取扱方針については、今回資料として添付していませんが、取扱方針に記載の制限措置の許可又は起業の認可をすべき船舶の数を、固定式刺し網（めばる類）は209件から210件に、小型いか釣り漁業（あかいか）は378件から379件に更新したいと考えます。許可又は起業の認可をすべき船舶の数以外は、内容に変更はありません。これを踏まえまして、3ページの

制限措置について、今回許可すべき数を固定式刺し網（めばる類）および小型いか釣り漁業（あかいか）についてそれぞれ1隻とします。

許可又は起業の認可を申請すべき期間については、現在どちらも操業時期であり、ひと月の申請期間を取ると当該漁業の時期を失し経営に支障を及ぼすことから、令和4年6月14日から令和4年6月21日までとします。

以上、資料1の制限措置の公示、許可の取扱方針の説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

なければ、制限措置の内容等について妥当であると判断しまして、その旨委員会として答申したいと思っております。また併せて許可等の方針の一部改正を承認したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

[一同異議なし]

では、議題2の「さば、ずわいがにの令和4年管理年度における漁獲可能量の決定及び公表について」、知事より諮問が来ています。ご説明申し上げます。

辻局長

それでは、知事からの諮問文を、事務局より朗読させていただきます。資料2の最初のページをご覧ください。

[諮問文朗読]

以上です。引き続き水産課申し上げます

原田主任技師

水産課の原田です。今ほど読み上げのありました、資料の2、特定水産資源の漁獲可能量に関する諮問について説明申し上げます。資料2の一枚めくっていただいて、ページ番号6と打ってある別紙のほうをご覧ください。今回諮問させていただいた対象は、サバとズワイガニになっております。サバについてはマサバとゴマサバ、それぞれ対馬系群と東シナ海系群になりますが、要は日本海側に分布するサバとなります。マサバとゴマサバは合わせて管理するとされていますので、その合わせた数字を今回設定させていただくということになります。また、ズワイガニに関しては、山陰から富山沖までのエリアを日本海のA海域とされているのですが、その範囲の系群の漁獲可能量ということになります。いずれも国の水研機構で実施しております資源評価の結果を受けて妥当な漁獲可能量が設定されて、それを関係府県に配分されているという手続きになります。

真ん中の表をご覧ください。今回のサバとズワイガニそれぞれの数量を書いております。諮問の対象となる令和4年度の数字は、

右側の太字になっている方です。サバに関しては、令和3年度と同様の現行水準となっています。現行水準とは、これまでの若干量にあたるようなもので、表の下の米印にもあるとおり、全国的に漁獲量の少ない県に対して配分数量を明示するわけではなく、目安数量というものを示したうえで漁獲努力量により管理する仕方になります。この現行水準の下の括弧内ですね、2,332トンとありますけれども、これが目安数量になります。数量明示と異なり、これが超えてはならないというものではなく、あくまでこの目安を超えることがないように漁獲努力量、例えば定置であれば、操業統数を増やさないでおくとか、ほかの漁業で言えば操業日数がある程度調整するとかして、現状に抑えるということになっています。これまで目安数量を示して来ませんでしたでしたが、国から県の方に通知されましたので、こういった形でお示しさせていただきました。

ズワイガニに関してはこれまでどおり数量明示のある配分となっております。令和4管理年度の配分は262トン、これは県内の知事許可漁業の分の数字を合わせたものとなっております。本県内だと沖合底びき網漁業と小型底びき網漁業と一緒に操業しておりますが、その中の小型底びき網漁業の方々がとられるズワイガニの数量の上限が262トンということになります。昨年度の280トンからは、減っておりますけれども、令和3管理年度のズワイガニの漁獲実績は、181トンとなっております。これからすると減ってはいるものの、問題のない数量かなと思います。なお、ズワイガニに関しましては、管理年度の途中に追加配分の手続きとかがあるのですが、その場合の配分の基準というのをあらかじめ設定させていただいております。それが、2番にあたるところで、国からの追加配分等があった場合は、全量を自動的に石川県知事管理区分に追加することとしており、留保は設定せず、すべてを一つで管理しています。基本的に許可の条件等によってズワイガニを漁獲できるのは、底びき網漁業に限られていますので、基本的に底びき網にのみ配分したものと同等と考えていただければとよろしいかと思っております。

3番の今後の予定ですが、今回回答申いただけましたら、農林水産大臣の承認手続きを経たうえで、6月中に、7月1日からの期間の開始までには、告示を行い県公報に掲載して関係機関に通知するといった手続きになります。説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。

中村（明）委員

さばの目安数量ですが、令和3年より1,000トンほど少なくなっているけれども、これは令和3年の実績が少なかったのか、現行水準としての数字が下げられたのか、それとも、少し量を減らしてくださいといった意味なのか、その辺、どういう理由からなのかでしょうか。

原田主任技師 すみません、説明が不足していたところかと思えます。目安数量にしろ、ズワイガニのような数量明示の配分にしろ、国の水研機構で行われている資源評価の結果をもとに設定される数字でして、そのあとの各県への配分の割合は、定期的に見直しされるのですが、今回は配分割合が見直されたということではなくて、あくまでサバの資源状況があまりよろしくなくて、資源量が減ってしまったために国全体の漁獲可能量が減ってしまったと、それに伴って、この目安数量も自動的に減少してしまったということになっております。

中村（明）委員 ありがとうございます。

稲村会長 他にございませんか。

[質問等無し]

これ以上なければ、さば、ずわいがにおける漁獲可能量について妥当であると判断しまして、その旨委員会として答申したいと思えますがよろしいでしょうか。

[一同異議なし]

稲村会長 では次に、議題3の「くろまぐろ（小型魚）の漁獲可能量の配分結果について」について、水産課より、ご説明をお願いします。

原田主任技師 続けて説明させていただきます。こちら諮問ではなくて報告となります。クロマグロ小型魚の本県の漁獲可能量が変更になりましたという報告となります。

4月26日付けで水産庁から追加配分があり、前回の委員会で報告させていただきました、その結果は下にあります表の左側の数字となります。そこから、5月20日に小型魚0.6トンの追加配分がありましたので、それに伴う変更ということになっています。4月26日の追加配分の計算に誤りがあったということで、その修正分の追加配分ということになります。そして、これまでの同様にこの追加配分された漁獲可能量については、資源管理方針で定めたとおり定置網の漁業管理区分の方に全量追加配分したという報告となります。表の右側をご覧くださいと、県の全体の112.5トンというところが増えたのと、あとは定置網のところは104.5トンと0.6トン増えておまして、ほかの管理区分については変更がないということになっています。ご説明は以上です。

稲村会長 ただ今事務局からご説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

太田委員 追加分が全部定置網の方に回っていますが、これは実績とか何か、どういう理由で全部定置網の方に回ったのでしょうか。

原田主任技師

2番の方に書いてあるのですが、石川県資源管理方針の中に年度途中で再配分等があった場合、どのように数量を変更するかということがあらかじめ定められております。その中で追加配分というのは、融通に伴って枠が減少するというのも含まれておりまして、このような場合は定置網の数字を動かすとしております。県内での漁獲の実態を見ますと定置網がほとんどなので、枠の積み上がりもそうですし、逆に枠があまる場合もそうですし、定置網の数字が足りなくなったり、あまったりするといったことが生じますので、すべて定置網区分のところから、増やすにしろ、減らすにしろ、させていただくというふうの方針を決めさせていただきました。

漁船漁業、曳き縄とか釣りとかでは、追加が全くないということかという、そのようなことはなく、県留保で2トン留保していますけれども、例えば、釣りの方で漁獲の積み上がりがありまして、厳しい状況になったということであれば、留保の方から追加配分するといった手続きも可能となっております。そのようなことが生じましたら、委員会の方で、その旨お諮りしまして追加配分等必要な措置をしていくこととなります。よろしく願います。

太田委員

わかりました。ありがとうございます。

稲村会長

他には、ございませんか。

[質問等なし]

ないようであれば、次に議題4「5月の許認可実績について」水産課より説明をお願いします。

小柳主幹

知事許可漁業の許可等の取り扱い状況に令和4年5月分について報告します。

[資料5に基づき件数を報告]

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲村会長

それでは、その他で何かございませんでしょうか。

[質問等無し]

稲村会長

なければ、次回の委員会について、事務局よりよろしく願います。

辻 局 長

今回は、7月26日(火)の13時30分から本日より、県庁11階1109会議室で開催したいと思います。なお、コロナウイルスの感染状況により、日程や会議場所に変更が生じた場合には、ご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

[全員了承]

稲 村 会 長

それでは、本日は以上をもって終了させていただきます。ありがとうございました。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長

署名委員

署名委員